

第1回浦幌町介護保険運営協議会議案

日時 平成31年 4月10日(水)

午後3時00分～

場所 浦幌町役場 2階 中会議室

1. 会長あいさつ

2. 町長あいさつ

3. 議 題

諮問第1号 浦幌町介護保険条例の一部改正について

4. その他

浦幌町介護保険運営協議会委員名簿

任期：平成30年6月1日～平成33年5月31日

1. 被保険者を代表する委員（2名）

山田 道夫

齊藤 利幸

2. 社会福祉に識見を有する委員（2名）

永澤 厚志

中川はるみ

3. 介護サービスに関する事業に従事する委員（2名）

上村 健二

加藤 史郎

諮問第1号

浦幌町介護保険条例の一部改正について

このことについて、別紙のとおり浦幌町長より諮問がありましたので審議願います。



浦町民第1574-1号
平成31年 4月10日

浦幌町介護保険運営協議会
会長 中川 はるみ 様

浦幌町長 水 澤 一 廣

浦幌町介護保険条例の一部改正について

平素より、本町の介護保険事業の円滑かつ適正な運営のためご尽力賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、国は、介護保険の第1号保険料について、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行っているところですが、本年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、第1段階から第3段階に該当する方について、さらに軽減強化を行うこととする「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）」を平成31年3月29日に公布し、平成31年4月1日から施行されることになりました。

このことから、本町においても介護保険条例の一部改正を町議会に提案することを予定しているため、下記内容について貴会の意見を求めたく諮問いたします。

記

- 1 第1段階の基準額に乗じる割合を「0.45」から「0.375」とし、年額保険料を「29,100円」から「24,300円」に改正する。
- 2 第2段階の基準額に乗じる割合を「0.75」から「0.625」とし、年額保険料を「48,600円」から「40,500円」に改正する。
- 3 第3段階の基準額に乗じる割合を「0.75」から「0.725」とし、年額保険料を「48,600円」から「46,900円」に改正する。

保険料の決まり方



65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

保険料は基準額をもとに決まります

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるように本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

基準額の決まり方

市区町村で必要な
介護サービスの
総費用



65歳以上の方
の負担分 23%



市区町村に住む
65歳以上の方の
人数

浦幌町の保険料の

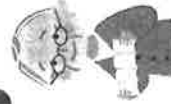
基準額 64,800円 (年額)



この基準額をもとに、所得によって9段階に分かれます。

あなたの保険料を確認しておきましょう

どの保険料段階で保険料を納めるかは、世帯ごとではなく個人ごとに決まります。あなたの保険料をきちんと確認しておきましょう。



所得段階

対象となる方

調整率 保険料(年額)

●生活保護受給者の方

●老齢福祉年金^{*1}受給者で、世帯全員が住民税非課税の方

●世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額^{*2}の合計が80万円以下の方

基準額 × 0.45
29,100円

第2段階
世帯全員が
住民税非課税で

80万円超120万円以下の方

基準額 × 0.75
48,600円

第3段階
前年の課税年金収入額と
合計所得金額の合計が

120万円超の方

基準額 × 0.75
48,600円

第4段階
世帯の誰かに住民税が
課税されているが、
本人は住民税非課税で

80万円以下の方

基準額 × 0.90
58,300円

第5段階
前年の課税年金収入額と
合計所得金額の合計が

80万円超の方

基準額 × 1.00
64,800円
(基準額)

第6段階

120万円未満の方

基準額 × 1.20
77,700円

第7段階

本人が

120万円以上200万円未満の方

基準額 × 1.30
84,200円

住民税課税で

第8段階

前年の合計所得金額が

基準額 × 1.50
97,200円

第9段階

300万円以上の方

基準額 × 1.70
110,100円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年) 4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年) 4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「所得とは、収入から必要経費などを控除した額です。2018年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額となります。

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①一部実施(平成27年4月)

第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)
【平成30年度所要額 246億円(公費ベース※)】

| | |
|--------------|---------------|
| 保険料基準額に対する割合 | |
| 第1段階 | 現行 0.5 → 0.45 |

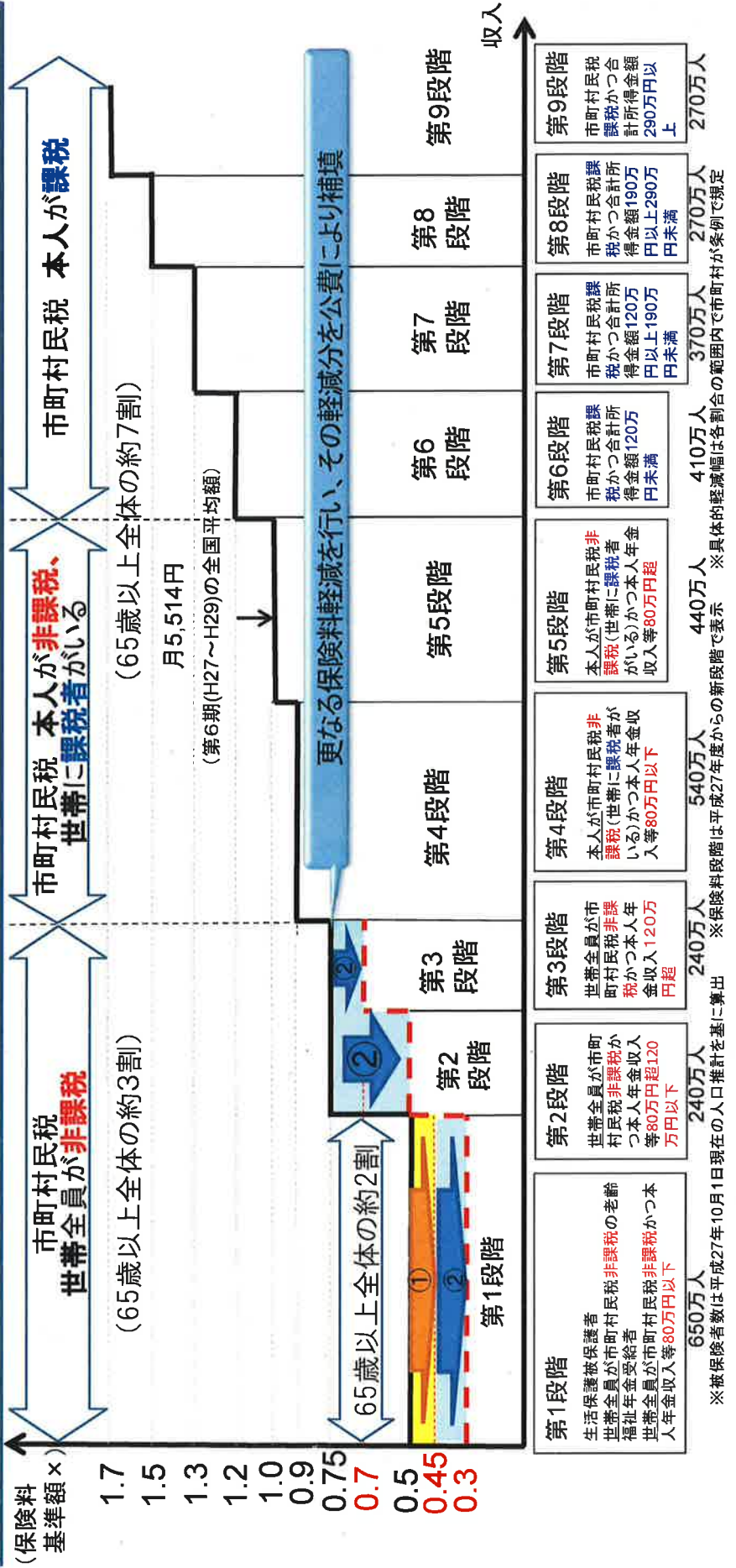
②完全実施

市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)
【実施時所要見込額 約1,400億円(公費ベース※)】
(平成29年度ベース)

| | |
|--------------|---------------|
| 保険料基準額に対する割合 | |
| 第1段階 | 0.45 → 0.3 |
| 第2段階 | 現行 0.75 → 0.5 |
| 第3段階 | 現行 0.75 → 0.7 |

※公費負担割合

国1/2、都道府県1/4
市町村1/4



保険料の軽減強化による対象者見込 (平成30年4月時点の介護被保険者数等を基に試算)

基準額 64,800円

消費税率引上げは10月のため
平成31年度は半分の水準
例) $(0.45 + 0.3) \div 2 = 0.375$

平成32年度から完全実施

| 所得段階 | 対象となる方 | | 標準 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------|--|--------------------|---------|-----------------|---------|---------|
| 第1段階 | ・生活保護受給者 住民税非課税世帯で ・老齢福祉年金受給者 ・年金収入等が80万円以下 | 基準額にかける割合 | 0.5 | 0.45 | 0.375 | 0.3 |
| | | 保険料(年額) | 32,400円 | 29,100円 | 24,300円 | 19,400円 |
| | | 軽減額(標準との差額) | - | 3,300円 | 8,100円 | 13,000円 |
| | | 対象者数 (全体に占める割合) | - | 457人 (23.2%) | - | - |
| | | 軽減総額 | - | 1,508千円 | 3,702千円 | 5,941千円 |
| 第2段階 | ・住民税非課税世帯で 年金収入等が 80万円超120万円以下 | 基準額にかける割合 | 0.75 | 0.75 | 0.625 | 0.5 |
| | | 保険料(年額) | 48,600円 | 48,600円 | 40,500円 | 32,400円 |
| | | 軽減額(標準との差額) | - | - | 8,100円 | 16,200円 |
| | | 対象者数 (全体に占める割合) | - | 224人 (11.4%) | - | - |
| | | 軽減総額 | - | - | 1,814千円 | 3,629千円 |
| 第3段階 | ・住民税非課税世帯で 年金収入等が120万円超 | 基準額にかける割合 | 0.75 | 0.75 | 0.725 | 0.7 |
| | | 保険料(年額) | 48,600円 | 48,600円 | 46,900円 | 45,300円 |
| | | 軽減額(標準との差額) | - | - | 1,700円 | 3,300円 |
| | | 対象者数 (全体に占める割合) | - | 148人 (7.5%) | - | - |
| | | 軽減総額 | - | - | 252千円 | 488千円 |

※保険料(年額)の算出方法
基準額×基準額にかける割合。100円未満の端数があるときは切り捨てる。